

市民農園を開設してみませんか？

平成 2 5 年 3 月

所有する農地を市民農園（区画貸し農園）として開設してみませんか？

農地の所有者が「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下、特定農地貸付法という。）により、市民農園（区画貸し農園）を開設することができます。

メリット

- 1 農地法の権利移動の許可等が不要。
- 2 農地を農地として維持できる。
- 3 将来的に自作農地に戻すことができる。
- 4 一定のルールに基づいた貸し借りにより、賃借条件が明確。

デメリット

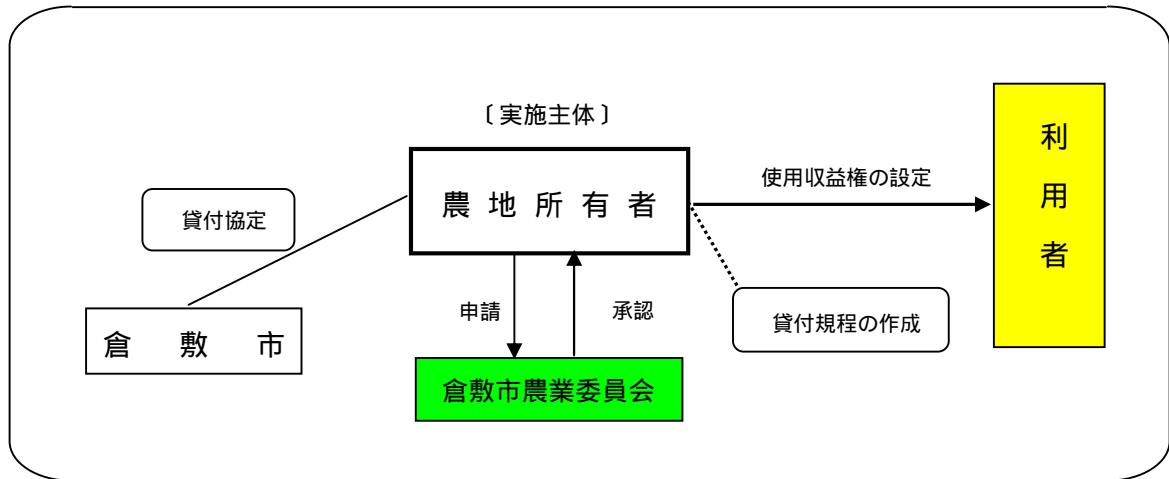
市民農園（区画貸し農園）を開設した場合、自ら当該農地で農業経営を行っていないと見なされるため、農地等の相続税（又は贈与税）納税猶予制度の適用が受けられない。

要件

- 1 貸付面積が利用者 1 人あたり 10 アール（1,000 m²）未満
- 2 相当数の者を対象とした定型的な条件での貸付
- 3 利用者の営利を目的としない農作物の栽培
- 4 貸付期間 5 年以内
- 5 倉敷市との貸付協定の締結及び倉敷市農業委員会の承認



手続きの流れ



開設者は倉敷市と貸付協定を締結 (様式例) [貸付協定.pdf](#)

開設者は「貸付規程」を作成 (様式例) [特定農地貸付規程.pdf](#)

開設者は と を添付し、倉敷市農業委員会に「特定農地貸付けの承認申請書」を提出 (様式例) [特定農地貸付けの承認申請書.pdf](#)

の申請に対して倉敷市農業委員会が承認

開設者は農園利用者を募集し、利用者に対して使用収益権を設定し、利用契約を締結

(~ は、倉敷市及び倉敷市農業委員会と事前調整が必要)

お問い合わせ

まずは、お気軽に農林水産課まで問い合わせをしてください。

